

## 鎌倉幕府支配の北陸道における展開

熊谷隆之

せうめい

日本中世、なかでも鎌倉期の列島社会は、首都京都に加え、鎌倉という、もうひとつの政治都市をもつにいたる。結果、当該期には、古代以来の五畿七道とともに、それに対応した地域区分が生出する。《東国》と《西国》である。

かねて筆者は、列島を「東国」「北国」「畿内近国」「鎮西」に区分し、関東・六波羅・博多などの広域支配機関と守護による列島支配を基軸とした鎌倉幕府の通史叙述を試みた(以下「旧稿」)<sup>1)</sup>。「東国」は、東海・東山道の遠江・信濃国以东の一五ヶ国、「北国」は北陸道である。だが、この区分は、のちの関東・六波羅の軍事・裁判管轄でいう《東国》《西国》に一致しない。とりわけ齟齬が顕著なのは、「北国」である。

《東国》《西国》の区分は、鎌倉幕府支配の多様な問題と連関する。たとえば、文治国地頭の設置範囲である。全国説、畿内・山陰・山陽・南海・西海道三六ヶ国説、「北国」「畿内

近国」「鎮西」四六ヶ国説、国地頭不設置説など、なお定論をえていない。<sup>3)</sup>

他方、旧稿では、鎌倉幕府の「東国」支配を、守護不設置を基調としたと評価し、また、別稿でふれたように、当初、「北国」も守護不設置だった可能性が残る。文治国地頭と守護の設置範囲に、関係はあるのか。「北国」では、どうなのか。そして、承久の乱を経て、若狭・越前・加賀国は六波羅管国の《西国》、能登・越中・越後・佐渡国は関東管下の《東国》となる。<sup>5)</sup>「北国」は、いかなる過程で東西へと分かれゆくのか。「北国」内の地域的偏差を、守護の存在形態を規矩に測定する。——本稿の目的である。

### 一 越後国の国務と守護

まず、ふれるべきは、文治国地頭をめぐる議論である。筆者は、文治元年(一一八五)十一月の国地頭設置については石

母田正説、設置範圍を「北国」「畿内近国」「鎮西」四六ヶ国と理解する点では上横手雅敬説、国地頭が文治二年六月に停廢され、守護制度への移行が図られたとみる点では大山喬平説に賛同する。上横手・大山説の論拠となつたのは、つぎの史料である。

【史料一】源頼朝書状<sup>77</sup>

糺断非道、又可<sup>レ</sup>停止<sup>二</sup>武士濫行<sup>一</sup>国々事

山城国	大和国	和泉国	河内国	摂津国	伊賀国
伊勢国	尾張国	近江国	美濃国	飛驒国	丹波国
丹後国	但馬国	因幡国	伯耆国	出雲国	石見国
播磨国	美作国	備前国	備後国	備中国	安芸国
周防国	長門国	紀伊国	若狭国	越前国	加賀国
能登国	越中国	淡路国	伊予国	讃岐国	阿波国
土佐国					

右、件卅七ヶ国々、被<sup>レ</sup>下<sup>二</sup>院宣、糺定武士濫行方々之僻事、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>直<sup>二</sup>非道於正理也。但鎮西九ヶ国者、<sup>（中略）</sup>帥中納言殿御沙汰也。然者、為<sup>レ</sup>件御進止被<sup>レ</sup>鎮<sup>二</sup>濫行、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>直<sup>二</sup>僻事也。（中略）以此趣可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>奏達<sup>一</sup>給<sup>二</sup>之由、可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>申<sup>二</sup>帥中納言殿<sup>一</sup>也。

文治二年六月廿一日 御判<sup>（竊竊）</sup>

そして、上横手雅敬・大山喬平説を援用すると、旧稿で論じた鎌倉初期の「東国」における守護不設置は、つぎのように説明しうる。——それは、国地頭の不設置に起因する、と。

「東国」では、関東知行国の国務、国奉行・有力在序らが、守護以上の権限をもち、そうした面々が一国内に複数、割拠する。佐藤進一以来、彼らは守護に擬せられてきた<sup>（8）</sup>。だが、彼らを守護とみることは、東国政権の過小評価だといわざるをえない。

つぎに、「北国」に目を転ずると、【史料一】には、越後・佐渡国がみえない。越後国は、文治元年（一一八五）八月から文治六年正月ごろまで関東知行国<sup>（9）</sup>で、上横手雅敬も指摘するように、【史料一】にみえぬのは、そのためであろう。だとすれば、三河（のち遠江）・信濃国以東の「東国」に準じて、当初、越後国には守護がおかれなかつたことになる。しかし、佐藤進一は、越後国の守護として数々の事例をあげる。まず、「北国」全体に関わる存在として、元暦元年（一一八四）四月以前、「北国」に派遣され、建久二年（一一九二）六月以前に廃止された鎌倉殿勸農使の比企朝宗がいる。だが、越後国との関係については、史料を欠く。朝宗については、のちふれる。

下つて建久六年（一一九五）一〇月、佐々木盛綱が、越後国に在国していた源頼朝の叔父慈応を頼朝に取り次ぎ、承元四年（一二二〇）二月、北条義時が、慈応の管領する越後国管国寺周辺の闕所を鎌倉に注進している。佐藤進一は、兩人の守護在職を認める。しかし、これらは、守護<sup>（10）</sup>在職の可能性を示す徴証ではあれ、確証たりえない。

【史料2】『吾妻鏡』建保三年(一二二五)一〇月一日条

十日乙未。越後国検断事、守護人相共可<sub>レ</sub>致沙汰<sub>二</sub>之旨、西念承<sub>レ</sub>畢。  
(佐々木盛綱)

佐々木盛綱が、越後国の検断を「守護人」とともに沙汰するよう、幕府から命ぜられていた。佐藤進一は、盛綱以外の守護の在任を指摘する。しかし、鎌倉後期の認識を映す『吾妻鏡』の地の文の表現を信用しうるのか、一抹の不安が残る。

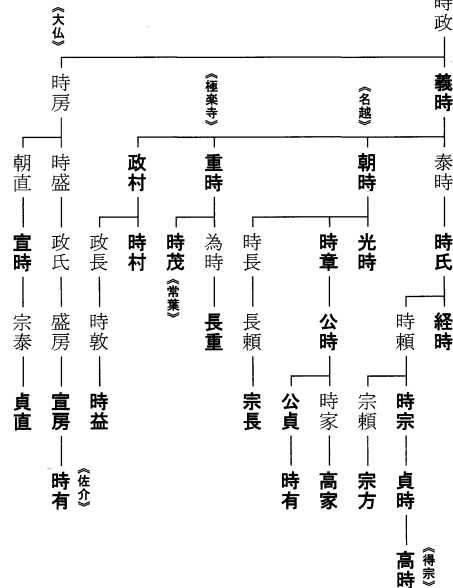
【史料1】が示すように、当初、越後国は「東国」に準ずる地域として位置づけられていた。北条義時・佐々木盛綱らは、関東知行国の国務に淵源をもつ地位や、「東国」にみられる国奉行である可能性もある。各人の守護在職や越後国守護の存在を認めるには、なお慎重を期したい。

つぎに、越後国が再度、関東知行国となる承久の乱後をみる。承久三年(一二二二)閏一〇月、北条氏朝時(名越)流の祖たる朝時が、越後国小泉荘・荒川保の相論で問状を発し、貞応二年(一二三三)一〇月、幕府から「北陸道守護成敗々々」を命ぜられ、貞応三年二月には、越後国寺泊に漂着した高麗船の荷を鎌倉へ進上している。<sup>1)</sup>

北条朝時は、ある時期以降、越後国の国務であった。<sup>2)</sup> 佐藤進一は、朝時が国務と守護を併有したとみ、これらを守護在任と理解する。

しかし、「東国」の関東知行国と同様、北条朝時の地位は、国務そのものとしてみなすべきもので、むしろ守護不設置と

【図】北条氏略系図 ※ゴシック体は本稿の登場人物



評価すべきである。越後国は、再び関東知行国となったことで、「東国」に準ずる地域としての属性を確固たるものとしていくのである。

ところが、のちの越後国の状況は、「東国」のそれとは、やや異なる。寛元四年(一二四六)六月、いわゆる宮騒動で、故北条朝時の息光時の「越後国務」は収公され、正嘉元年(一二五七)五月、朝時の弟政村が「越後国々務」を拝領する。<sup>3)</sup> 下って朝時流の嫡流を継いだ北条公時は、弘安七年(一二八四)の五月と六月、越中・越後国の案件について幕府

への注進を命ぜられ、弘安十一年二月、越後国福雄荘に関する関東裁許状の文面上に「守護人尾張入道々々北条公時」として登場する。<sup>14)</sup>

他方、国務については、正応五年(一二九二)七月の史料に、故北条政村の息時村の被官「彈正忠職直」が、国衙領たる越後国荒川保の保司としてみえる。<sup>15)</sup>佐藤進一は、時村を国務とする。これじたいは国務在職の確証といえぬまでも、国務の地位が政村の子孫に伝えられた蓋然性は高い。

さらに、元徳三年(一二三二)六月、越後国奥山荘内の打渡に関する史料に「仰御使當國守被<sub>レ</sub>打渡之条、守護代種俊去年七月十三日注進状所見也。」とある。<sup>16)</sup>「種俊」は、朝時流の被官肥後氏の可能性があり、その場合、朝時流が守護だったことになる。<sup>17)</sup>

とまれ、越後国の守護職は、北条光時の国務の没収を機に、国務から二次的に分出するという、きわめて特異な経緯で成立したのである。

## 二 「北国奉行」の可能性

続いて、越後国以外の「北国」の守護在職状況を再検証する。まず、鎌倉殿勸農使の比企朝宗についてみる。

①元暦元年(一一八四)四月以前、比企朝宗、鎌倉殿勸農使として北陸道へ派遣さる

②同月以前、比企朝宗、若狭国西津荘の支配に干渉す  
③同月、字上座某、比企朝宗の下知と称し、越前国河和田荘に乱入す

④同年五月、比企朝宗、加賀国宮丸保を奉免す

※文治元年(一一八五)十一月、国地頭、設置さる

⑤文治二年六月以前、比企朝宗、越中国般若野荘を押妨す

※文治二年六月、国地頭、廃止さる

⑥建久二年(一一九二)六月以前、鎌倉殿勸農使、廃止さる

⑦建久五年二月以前、比企朝宗、越前国志比荘を押領す

⑧某年、「比企藤内朝重」、越中国石黒荘に関して文書を發給す<sup>18)</sup>

加えて、かつて越中国石黒荘について論じた大山喬平は、年未詳の⑧に関連し、つぎの事実に論及する。<sup>19)</sup>

⑨建仁二年(一一二二)閏一〇月、大田朝季、越中国石黒荘に関して文書を發給す

⑩建仁三年九月、大田朝季、比企氏の乱で没落す<sup>20)</sup>

大山喬平は、比企朝重を比企朝宗の代官、大田朝季を比企朝宗の一族で守護とみる。対して筆者は、比企朝重を仮名の一致から朝宗の誤記と判断する。

ところで、比企朝宗・大田朝季の活動は、若狭・越前・加

賀・越中国で確認しうるが、もとより国地頭や守護である確微たりえない。そして、承久の乱以前における「北国」の守護在職徴証は、比企朝宗・大田朝季の事例を除くと、最西部の若狭・越前国で少数みいだされるのみで、加賀・能登・越中国では皆無である。

【史料3】『吾妻鏡』建久元年(一一九〇)六月二十六日条

廿六日己酉。大内守護事、日者相<sub>レ</sub>副北国御家人等於散位頼兼、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勤仕之由、二品被<sub>レ</sub>定申<sub>レ</sub>訖。而以<sub>レ</sub>彼国許<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>叶之旨、頼兼申之間、被<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>聞其趣云々。

京都の大内守護に「北国御家人」が動員されている。守護を介した国御家人への大番催促は、「畿内近国」では建久三年の美濃国、「鎮西」では建久八年の大隅・薩摩国が初見である。それにさきだち、しかも「北国」という単位で御家人が動員されていたことは、注目に値する。

【史料4】『吾妻鏡』貞応二年(一一二二)一〇月一日条

一日庚午。北陸道守護成敗条々事、聊依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>違聞之間、殊可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>尋沙汰<sub>レ</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>式部丞朝時主<sub>二</sub>云々。

承久の乱後、北条朝時に「北陸道守護成敗条々」の尋沙汰が命じられている。この段階では、後述のごとく島津忠久が越前国守護に在任し、北条朝時が「北国」全体の守護であったとするには、明らかな反証がある。

だが、それにしても、鎌倉初期の守護在職徴証が乏しい一方で、「北国」という区分が、のちのちまで史料に散見する

のは、なぜか。これは、ともすると「北国」における一国単位の守護制度が、「畿内近国」よりも遅れて導入されたことを示すのではないか。

たとえば、「鎮西」は当初、鎮西奉行の天野遠景の管轄下におかれ、建久八年(一一九七)ごろ、一国単位の守護へと分割された。また、旧稿で論じたように、「東国」では守護不設置を基調とし、国奉行や奥州惣奉行がおかれる一方で、「守護」は史料上に遅れて現れる。そして、「北国」の守護在職徴証は、「畿内近国」に近い最西部からみえはじめるのに対し、東部のそれは遅れ、「東国」や「鎮西」の状況に類似する。

「北国」にも、当初、一国単位をこえる職制が存在した可能性はないか。だとすれば、有力候補は、比企朝宗とその一族で、やがてその地位は、朝宗の娘をもつ北条朝時へ引き継がれたということになる。

守護制度に刻印された「北国奉行」なる遺制。——埒もない、実証不可能な仮説である。

### 三 北陸道の守護

ともあれ、当初、「北国」は一括して把握される傾向が強く、そうした傾向は時期を下るにつれて薄れ、西部と東部で様相を異にしていくなかという傾向が看取しうることは、事実で

ある。以下、時期を下りながら、「北国」の守護在職徴証をたどる。

はじめは、建久六年(一一九五)に若狭忠季が若狭国守護に補任されたとする鎌倉中期の所伝である。在職の確証とはいえぬが、事実を伝える可能性はある。とりわけ最西部の若狭国から徴証が現れるのは、示唆的である。なお、若狭国守護については、別稿で詳細に分析したので、言及は最小限にとどめる。

つぎに、建暦三年(一二二三)五月の『天台座主記』の記事に「傳部当国守護内惟義朝臣」とみえる。二次史料ではあるが、承久の乱の直前、惟義の息惟信が、越前国御家人の大番催促を命ぜられており、乱以前の父子二代の在任は認めてよい。そして、乱直後の承久三年(一二三二)七月、島津忠久が「越前国守護人」に任ぜられた。

同じく承久の乱直後の承久三年六月と八月、北条朝時が越中国石黒荘に安堵状を発給している。守護在職を示すのか、確言はできぬが、朝時と北陸道との関わりを示す初例である。続くのが二年後、朝時に「北陸道守護成敗条々」を命じた【史料4】であった。

続いての徴証は、加賀国。嘉禄三年(一二二七)四月、北条朝時は、加賀国御家人とともに、白山宮の神事を奉納し、安貞二年(一二二八)八月、加賀国能美荘の所務を裁許。安堵も裁許も本来、守護の職権を逸脱する。これは、執権北条泰時

の弟たる権勢にもとづくのか、「北国奉行」の遺制なのか。のち、加賀国北英田保の関東裁許状に「寛喜御教書并守護人状」とみえ、その地位が「守護」であったことは認められよう。

西部から順次、史料が現れる流れは続く。文永の役を経た建治元年(一二七五)末、高麗出兵計画に際して西国守護の大規模な交替がおこなわれる。その面々を記した史料に、能登国守護としてみえるのが、北条氏朝時(名越)流の傍流、北条宗長である。

同史料は、新任の守護とともに「本給人」、つまり前任の守護の名前を記す。ところが、能登国の項には、なぜか「本給人」の記載がない。旧稿では、これ以前、守護空席であった可能性を指摘した。

これ以前の守護在任の可能性が高いのは、北条朝時とその子孫である。だが、朝時の嫡子光時は寛元四年(一二四六)六月の宮騒動、光時の弟時章は文永九年(一二七二)の二月騒動で没落し、建治元年末にいたる。

鎌倉期の守護不設置国としては、当該期をつうじては山城・大和国、承久の乱以前には和泉・紀伊国があり、乱後にも周防国は、しばしば守護不設置となっていた。朝時流が政変に巻きこまれ、幾度も守護職を没収されるなか、後任が補されぬまま蒙古襲来期を迎えていた可能性を、あらためて指摘しておく。

最後は、越中国である。越後国の項でみたように、弘安七年(一二八四)の五月と六月、北条公時は、越中・越後国の案件について幕府への注進を命ぜられている。越後国における公時の地位は「守護人」である。越中国でも、ようやく守護在職の徴証をえることができた。

以上、「北国」における守護在職徴証の初見を中心にとってきた。その後の守護交替の沿革もふくめ、次掲する(括弧は、守護ではない可能性を残すものを示す)。

【若狭国】<sup>38)</sup>

(建久六年・任) ————— 建仁三年九月・免 若狭忠季  
 (承久二年・任) ————— 承久三年六月・没 若狭忠季  
 (承久三年六月・任) ————— 安貞二年・免 若狭忠時  
 安貞二年・任 ————— 寛喜二年六月・没 北条時氏  
 寛喜二年六月・任 ————— 寛喜三年・免 北条経時  
 寛喜三年・任 ————— 正元元年・讓 北条重時  
 正元元年・任 ————— 文応元年・免 北条長重  
 文応元年・任 ————— 文永七年正月・没 北条時茂  
 文永八年・任 ————— 弘安七年四月・没 北条時宗  
 弘安七年四月・任 ————— 正安元年・免 北条貞時  
 正安元年・任 ————— 嘉元三年五月・没 北条宗方  
 嘉元三年・任 ————— 延慶二年・免 北条宣時  
 延慶二年・任 ————— 応長元年一〇月・没 北条貞時  
 応長元年一〇月・任 ————— 正慶二年五月・没 北条高時

【越前国】<sup>39)</sup>

↑ 建暦三年五月 ——— 建保年間 ↓ 大内惟義  
 ↑ 承久三年六月・敗 大内惟信  
 承久三年七月・任 ——— 嘉禄三年一〇月・讓 島津忠久  
 嘉禄三年一〇月・任 ↓ 島津忠義  
 ↑ 安貞二年五月 ↓ 後藤基頼  
 ↑ 建治元年末・免 後藤基綱

【加賀国】

建治元年末・任 ↓ 吉良満氏  
 ↑ 正安二年九月 ↓ 後藤基頼  
 ↑ 元亨元年三月 ↓ 後藤基雄

【能登国】<sup>39)</sup>

(鎌倉末期)  
 (貞応二年一〇月) ↓ 北条朝時  
 ↑ 嘉禄三年四月 ——— 安貞二年八月 ↓ 北条朝時  
 ↑ 貞応二年一〇月 ↓ 北条時益  
 (建治元年末・任) ——— 正応六年二月 ↓ 北条朝時  
 北条宗長

【越中国】<sup>39)</sup>

(貞応二年一〇月) ↓ 北条朝時  
 ↑ 弘安七年五月 ——— 同年六月 ↓ 北条公時  
 ↑ 正慶二年五月・没 北条時有

【越後国】<sup>39)</sup>

(建久六年一〇月) ↓ 佐々木盛綱

(↑) 承元四年二月 ↓ 北条義時

(↑) 承久三年閏一〇月—貞応二年一〇月 ↓

北条朝時

(↑) 弘安七年五月—弘安一一年二月 ↓ 北条公時

(↑) 元徳二年七月 ↓ 北条高家カ時有

### 【佐渡国】

(↑) 貞応二年一〇月 ↓ 北条朝時

(↑) 文永五年—弘安九年三月 ↓ 北条宣時

(↑) 元亨三年一〇月—正慶二年五月・没 北条貞直

### おわりに

最後に、北陸道全体の状況を整理する。

鎌倉初期において、「北国」なる枠組みは、後代以上に実態をもち機能していた。もとより、これは、古代以来の行政区分であったことに由来するが、木曾義仲の旧支配地域であったことも、おそらく関係する。そして、「北国」という単位で鎌倉殿勸農使の比企朝宗が派遣され、関東知行国の越後国と、離島の佐渡国を除いて、国地頭がおかれた。まもなく国地頭が廃止され、勸農使も停止され、守護制度に移行した。それから、比企朝宗やその一族により、一国単位をこえる広域的支配がおこなわれた可能性がある。

しかし、その後、京都に隣接する若狭・越前国から、一国

単位の守護の存在が確認できるようになる。承久の乱以前の  
大内惟義・惟信父子の守護国は、確認できるだけで、摂津・  
伊賀・伊勢・美濃・越前・丹波国、以上の六ヶ国におよぶ。  
ここに越前国がふくまれることは、同国とその西側に位置す  
る若狭国が「畿内近国」、ひいては《西国》の秩序に吸引され  
いち早く「北国」なる旧来の枠組みから離脱しつつあったこ  
とを示唆する。

承久の乱後、六波羅探題が成立し、若狭・越前・加賀国は、  
六波羅管国となる。若狭国守護には、やがて北条氏得宗流が  
就任し、以後、北条氏各流で遷替する。越前国守護には島津  
氏ののち、在京御家人の後藤氏が就任する。承久の乱により、  
「畿内近国」では、隣接する数ヶ国の守護を兼任する御家人  
はほぼ姿を消し、ほとんどが一国単位となる。若狭・越前国  
も、しかりであった。

かたや加賀国守護は、承久の乱後、しばらくは北条氏朝時  
(名越)流であり、能登・越中国との兼任だった可能性もあ  
る。朝時流が失脚を繰り返したこともあり、加賀・能登・越  
中国守護には、空席期もあつたかもしれない。この時期、隣  
接する数ヶ国の守護を兼任するありかたは、「鎮西」に顕著  
である。加賀国は、六波羅管国となることで、「畿内近国」に  
取り込まれることになる。だが、守護のありかたからすれば、  
能登・越中国と同様の「遠国」的要素をあわせもつ、中間地  
域なのである。



他方、承久の乱後、再び関東知行国となった越後国の国務は、朝時流にうけつがれる。関東知行国たる駿河・相模・武蔵国と同様の「東国」型の支配方式である。ところが、朝時流の失脚により、守護職が国務の地位から分出する。旧稿で指摘したように、遠江・甲斐・常陸・信濃国など「東国」の周縁部において、「守護」の史料上の初見は、「畿内近国」や「鎮西」よりも遅れる。越後国は、「東国」周縁部の外側に隣接する準「東国」であった。

蒙古襲来は、守護制度のもうひとつの転機である。高麗出兵計画により、守護正員や守護代が大挙、西下する。結果、「畿内近国」の守護は、在鎌倉あるいは在京の北条氏一門、もしくは在京の外様御家人にほぼ限定される。そして、数ヶ国兼任の多かった「鎮西」の守護も、ほとんど一国単位となる。それ以前、点在した守護不設置国も、これを機に減少したであろう。能登国は、その一例である可能性がある。

「北国」の守護の場合、六波羅管国の若狭国は北条氏各流、越前国は出兵計画を機に西下した吉良氏から、転じて在京御家人の後藤氏、加賀国は不詳ながら、鎌倉末期には北条氏政村流が守護となり、上記した「畿内近国」の状況に合致する。とはいえ、元応元年（一三一九）五月から元応二年九月にかけて、加賀国は一時、関東の管国となる。中間地域としての加賀国の位置づけは、鎌倉末期まで変わらない。

他方、関東管国の能登・越中・越後国では、朝時流が複数

国の守護を兼任する「遠国」的状況が、蒙古襲来期まで続く。だが、蒙古襲来後、個人あたりの守護国数が減少する趨勢のなか、能登・越中・越後国の守護は、朝時流でも別の家系に伝えられ、やがて滅亡の日を迎える。

かくて承久の乱と蒙古襲来を経て、関東・六波羅の軍事・裁判管轄である《東国》と《西国》に、守護の存在形態が収斂する。「北国」は、《西国》たる若狭・越前・加賀国と、《東国》たる能登・越中・越後・佐渡国へと分化を遂げるのである。

#### 【注】

(1) 熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」（『日本史研究』五四七号、二〇〇八年）。

(2) 上横手雅敬「守護制度の再検討」（同『日本中世国家史論考』塙書房、一九九四年）。

(3) 石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立——鎌倉幕府成立史の一節——」（石母田正著作集 第九卷 中世国家成立史の研究 岩波書店、一九八九年。初出一九六〇年。以下、石母田の見解は、これによる）、上横手雅敬「東国と西国」（同『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年。初出一九六三年。以下、上横手の見解は、これによる）など。

(4) 熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」（『日本史研究』五八六号、二〇一一年）。

(5) 石井良助「鎌倉時代の裁判管轄——主として武家裁判所の管

轄——」(『法学協会雑誌』五九卷九・一〇号、一九三九年)。  
佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、一九九三年、  
初出一九四三年)。

(6) 大山喬平「文治国地頭制の停廃をめぐって——文治二年六月  
廿一日頼朝書状の検討——」(『横田健一先生還暦記念 日本  
史論叢』横田健一先生還暦記念会、一九七六年)。

(7) 『吾妻鏡』文治二年六月二二日条(以下『新訂増補 国史大  
系』本)。

(8) 佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革  
考証編——』(東京大学出版会、一九七一年、初出一九四八  
年。以下、佐藤の見解はこれによる)。なお、とくにことわ  
らぬかぎり、守護の比定は、同著による。

(9) 石井進『鎌倉幕府と国衙との関係の研究』(『石井進著作集  
第一巻』岩波書店、二〇〇四年、初出一九五七、六八年)。

(10) 『吾妻鏡』建久六年一〇月一日条、承元四年二月五日条。

(11) 『色部文書』建長七年一〇月二四日、関東下知状写(『鎌倉  
遺文』二巻七九一一号)、『吾妻鏡』貞応二年一〇月一日条、  
貞応三年二月二九日条。

(12) 『平戸記』寛元三年一〇月一五日条(『増補 史料大成』本)。

(13) 『吾妻鏡』寛元四年六月一三日条、『北条時政以来後見次第』  
北条政村の項(東京大学史料編纂所影写本)。

(14) 『鎌倉幕府追加法』五二九条、五四〇～五四三条(『中世法  
制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』)、『高橋章允氏所蔵文書』

弘安一二年二月一八日、関東下知状(『鎌倉遺文』二二巻  
一六五一六号)。

(15) 「反町英作氏所蔵三浦和田氏文書」正応五年七月一八日、荒

河保地頭代等連署和与状(『鎌倉遺文』二三巻一七九七号)。

(16) 「反町英作氏所蔵三浦和田氏文書」元徳三年六月五日、海老  
名忠顕和与状(『鎌倉遺文』四〇巻三二四三七号)。

(17) 建武元年(一三三四)七月、規矩・糸田氏の乱の關係史料に、  
朝時(名越)流の嫡流たる故北条高家の家人「肥後兵衛次郎  
入道淨心」がみえる(『薩藩旧記雜録』巻一七、建武元年七月  
日、島津莊日向方謀反人等交名写「『南北朝遺文 九州編』  
一巻一〇一号」など)。朝時流が鎮西の守護国を失ったのち  
も、被官肥後氏は、鎮西で活動していた。他方、文和四年

(一三五五)四月、日向国の室町幕府与党に「肥後彦太郎種頭・  
同舍弟彦次郎種久」がいる(『薩藩旧記』巻二五、文和四年  
四月二〇日、島津氏久請文写「『南北朝遺文 九州編』四巻  
三七九〇号」)。「種」が肥後氏の通字だとすれば、「種俊」は、  
肥後氏の可能性がある。なお、肥後氏については、田中健二

「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察——守護所と国衙  
在庁を中心に——」(『日本古文書学会編『日本古文書学論集  
5 中世I』吉川弘文館、一九八六年、初出一九七九年)。

(18) 「神護寺文書」(元暦元年)四月四日、源頼朝書状(『平安遺文』  
八巻四一四八号)。「仁和寺文書」元暦元年五月日、後白河院  
庁下文案(『平安遺文』一〇巻五〇八八号)、『延慶本平家物語』

八巻四一四八号)。「仁和寺文書」元暦元年五月日、後白河院  
庁下文案(『平安遺文』一〇巻五〇八八号)、『延慶本平家物語』

八巻四一四八号)。「仁和寺文書」元暦元年五月日、後白河院  
庁下文案(『平安遺文』一〇巻五〇八八号)、『延慶本平家物語』

八巻四一四八号)。「仁和寺文書」元暦元年五月日、後白河院  
庁下文案(『平安遺文』一〇巻五〇八八号)、『延慶本平家物語』

第四・卅七・法皇五条内裏ヨリ出サセ給テ大善大夫業忠方宿所へ渡セ給事(勉誠出版本)。『吾妻鏡』文治二年六月一七日程、建久二年六月二三日程、建久五年二月一〇日程。「尊経閣古文書纂」仁和寺心蓮院文書、弘長二年三月一日、関東下知状(『鎌倉遺文』一二卷八七七五号)。

- (19) 大山喬平「本領安堵地頭と修験の市庭——越中国石黒庄弘瀬郷地頭藤原氏——」(日本海史編纂事務局編『日本海地域の歴史と文化』文献出版、一九七九年)。比企氏については、浅香年木『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版会、一九八一年)、石井進「比企一族と信濃、そして北陸道」(『石井進著作集 第五卷 鎌倉武士の実像』岩波書店、二〇〇五年。初出一九九〇年)、上横手雅敬「治承寿永の内乱と北陸」(『加能史料会報』五号、一九九二年)など。
- (20) 「尊経閣古文書纂」仁和寺心蓮院文書、弘長二年三月一日、関東下知状(前掲)。
- (21) 「吾妻鏡」建久三年六月二〇日程。「和田文書」建久七年一月七日、源頼朝家政所下文案(『鎌倉遺文』二卷八八一号)。「島津家文書」建久八年二月三日、源頼朝家政所下文(『鎌倉遺文』二卷九五〇号)。

- (22) 「東寺百合文書」エ函九、文永六年八月二日、若狭国太良荘雑掌重申状案(『鎌倉遺文』一四卷一〇四六七号)。
- (23) 熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」(前掲)。
- (24) 『天台座主記』七〇世・権僧正公円の項(『校訂増補 天台

座主記』本)。

- (25) 「諸尊道場観集紙背文書」(年未詳)六月三〇日、大江親広書状(『鎌倉遺文』補遺一卷六四八号)。
- (26) 「島津家文書」承久三年七月一二日、関東下知状(『鎌倉遺文』五卷二七六四号)。

- (27) 「尊経閣古文書纂」仁和寺心蓮院文書、弘長二年三月一日、関東下知状(前掲)。
- (28) 「白山宮莊嚴講中記録」(『加能史料 鎌倉I』嘉禄三年二月冬)。「菊大路家文書」安貞二年八月一七日、北条朝時下知状案(『鎌倉遺文』六卷三三七五号)。
- (29) 「尊経閣古文書纂」加茂社文書、正安二年三月二三日、関東下知状(『増訂 鎌倉幕府裁許状集 上』二二五号)。
- (30) 「東大寺図書館所蔵梵網戒本疏日珠鈔卷八紙背文書」(建治元年未)、諸国守護交名(佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』前掲)。
- (31) 横内裕人「新出千載家文書にみる造東大寺大勸進と鎌倉幕府——行勇時代の再建事業——」(同『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、二〇〇八年。初出二〇〇三年)。

- (32) 「鎌倉幕府追加法」五二九条、五四〇〜五四三条(前掲)。
- (33) 熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」(前掲)。
- (34) 村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」(同『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年。初出一九七八年)。田中稔「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書」(『醍醐寺文

化財研究所) 研究紀要』六・七号、一九八四〜八五年)。

(35) 村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」(前掲)。

(36) 久保尚文は、北条時有を時房―時盛(佐介)流の北条宣房の息で、のち朝時(名越)流の北条公貞跡を継いだとするが(同「越中守護名越時有とその所領について」、『富山史壇』六四号、一九七六年)、両人の系譜・官職は諸史料で一貫し、別人である。

(37) 岡田清一「越後国と北条氏」(同『鎌倉幕府と東国』統群書類従完成会、二〇〇六年。初出一九八一年)。田村裕「鎌倉殿と御家人」(『新潟県史 通史編2 中世』第一章第一節、新潟県、一九八七年)。

(38) 『鎌倉年代記』元応元年条・裏書、元応二年条・裏書(『増補 続史料大成』本)。

【付記】本稿は、平成二三年度・越中史壇会・特別研究発表会(平成二三年七月三日、於・富山県民会館)における報告を、成稿したものである。

また、本稿は、平成二二〜二四年度・文部科学省および日本学術振興会・科学研究費補助金・若手研究(B)による成果の一部である。

## 受贈刊行物 I

愛知大学総合郷土研究所紀要 第57輯  
愛知大学総合郷土研究所シンポジウム報告集  
「地域で活躍する女性たち」

加越能の地名 第40号 加越能地名の会

加能民俗研究 第43号 加能民俗の会

芸備地方史研究 280 芸備地方史研究会

國學院雜誌 1256 1257 1258 1259 1260 國學院大學

国史学研究 第35号 龍谷大学国史学研究会

国立歴史民俗博物館研究報告 第170集 第172集 第174集

国立歴史民俗博物館年報 7

史苑 第72巻第2号 立教大学史学会

史学研究集録 第37号 國學院大學大学院史学専攻大学院会

史学論集 第42号 駒澤大学大学院史学会

史観 第166冊 早稲田大学史学会

信濃 746 747 748 749 信濃史学会

社会学部論集 第53号 第54号 佛教大学社会学部

湘南史学 第21号 東海大学大学院日本史学友会

信州豊南短期大学紀要 第29号

待兼山論叢 第45号 大阪大学大学院文学研究科

高岡市万葉歴史館紀要 第22号

高岡市万葉歴史館叢書 24 「万葉集と環日本海」